

公共工事設計労務単価等の改定（平成27年2月）に伴う特例措置等の
実施について

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価等の上昇を受け、工事請負契約
及び委託契約について、次の措置を実施します。

1 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置

(1) 工事

平成27年2月1日以降に契約する工事のうち、旧平成26年度公共工事設
計労務単価表（以下、「旧労務単価」という。）を適用して積算されたものにつ
いて、工事請負契約書第52条の規定に基づく請負人からの請求により、請負
金額の変更の協議を行い、平成27年2月版の平成26年度公共工事設計労務
単価表（以下、「新労務単価」という。）に基づく請負金額に変更できることと
します。

ア 請負金額の変更

変更後の請負金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負金額} = P_{\text{新}} \times K$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び K は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

イ 請求方法及び請求期限

企業団から個別に送付する通知に記載された方法・期限により請求すること
とします。

(2) 業務委託（計画調査委託）

平成27年2月1日以降に契約する業務委託（計画調査委託）のうち、旧平
成26年度設計業務委託等技術者単価表及び旧平成26年度公共工事設計労務
単価表を適用して積算されたものについて、計画調査委託契約書第52条の規
定に基づく請負人からの請求により、業務委託料の変更の協議を行い、平成2
7年2月版の平成26年度設計業務委託等技術者単価表（以下、「新技術者単価」
という。）及び平成26年度公共工事設計労務単価表（以下、「新労務単価」と
いう。）に基づく業務委託料に変更できることとします。

ア 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times K$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び K は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K : 当初契約の落札率

イ 請求方法及び請求期限

企業団から個別に送付する通知に記載された方法・期限により請求することとします。

2 賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の適用

一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するための、工事請負書第25条第6項（インフレスライド条項）を次のとおり適用します。

（1）適用対象（工事）

平成27年1月31日以前に契約した工事のうち、残工期が基準日から2か月以上あるものを対象とします。ただし、基準日は平成27年2月17日以降とします。なお、工期延長の予定があるものは、予定工期を考慮することができます。

インフレスライド条項の適用対象となる工事請負契約については、その旨を企業団から請負人へ個別に通知します。

（2）請負金額の変更額（スライド額）

賃金水準又は物価水準の変動による請負金額の変更額（スライド額）は、当該工事請負契約に係る変動額のうち請負金額から基準日における出来形部分に相応する請負金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

（3）請求方法

企業団から個別に送付する通知に記載された方法により請求することとします。

問い合わせ先
神奈川県内広域水道企業団
財務課契約係
TEL 045-363-4961